

28宗財第10095号
平成28年11月4日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市長 谷井 博美
(経営企画部財政課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成28年10月25日付28宗監第10041号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（財政課）

定期監査実施日：平成27年10月16日

監査対象年度：平成26年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（１）アセットマネジメント推進計画策定審議会に関する事蹟について 次の点について、事務処理を適正に行われたい。 宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画策定審議会規則第4条第2項において、委員の互選により会長を定める旨を規定しているが、委員への就任を依頼する文書の中に、委員に就任した場合の委員報酬として会長職の日額報酬の額を記載しているものがある。 宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画策定審議会規則第5条第1項において、審議会は会長が招集する旨を規定しているが、審議会の開催通知を宗像市長名で発信している。 第3回以降の審議会の資料送付に係る通知文書とその起案文書において、起案は審議会の事務局である「宗像市経営企画部財政課」が行っているが、通知文書中の発信元は「宗像市経営企画部経営企画課」となっており、整合していない。 アセットマネジメント推進計画策定審議会に関する事蹟の中に、「宗像市公共施設アセットマネジメント庁内策定推進委員会」、「宗像市公共施設アセットマネジメント庁内策定推進幹事会」、「宗像市公共施設アセットマネジメント庁内作業部会」という他の組織の事蹟が混同してつづられている。</p> <p>（２）普通財産の管理及び処分に関する事蹟について 財産の売却に向けて用途廃止の手続きを完了させた財産について、宗像市財産規則第15条第4項で規定した財産の引継</p>	<p>（１）アセットマネジメント推進計画策定審議会に関する事蹟について</p> <p>不適切な事務処理を行っていましたので、指摘内容に関しては係員に係会議等で周知・徹底を行いました。</p> <p>不適切な事務処理を行っていましたので、指摘内容に関しては係員に係会議等で周知・徹底を行いました。</p> <p>宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画策定審議会の事務局は当初は経営企画課で行ってありました。内部で協議の結果、第3回以降の審議会に関する事務は財政課で行うようになりましたので、実態に合わせるため同規則第6条の改正を行うこととします。 今後のアセットマネジメント推進計画の進捗・管理に当たっては、「アセットマネジメント推進計画策定審議会」「宗像市公共施設アセットマネジメント庁内策定推進委員会」、「同庁内策定推進幹事会」及び「同庁内作業部会」別に事績を編纂するように改善します。</p> <p>（２）普通財産の管理及び処分に関する事蹟について 宗像市財産規則第15条第4項で規定した財産の引継ぎに関する様式が存在しませんでしたので、新たに調製し、同規則</p>

ぎに係る処理が行われていないので、事務処理を適正に行われたい。

(3) 一般貸付土地建物貸付収入に関する事蹟について

「普通財産貸付申請書」において、契約条件を承諾する旨の誓約書に申請者の署名押印がないものがあるが、そのまま受領しているものがあるので、書類受領時の確認を徹底されたい。

宗像市財産規則第22条第2項において、普通財産の貸付を認める場合は「普通財産貸付決議書」により宗像市長の決裁を受ける旨を規定しているが、「普通財産貸付決議書」中の市長及び副市長の決裁欄に斜線を引き、経営企画部長が決裁しているものが散見されるので、事務処理を適正に行われたい。

交番等の警察施設として利用する土地に係る普通財産の貸付料については、本来の貸付料から半額を減額しているが、警察機関から貸付料の減免に係る申請が提出されていないので、減免に係る申請書類の提出を求められたい。

(4) 平成26年度マイクロバス運転業務委託に関する事蹟について

受託者から提出された「技術者(担当者)届」に担当者の運転免許証の写しが添付されているが、不鮮明で資格の有無を確認できないので、書類受領時の確認を徹底されたい。

(5) 平成26年度一般会計・特別会計予算書印刷に関する事蹟について

見積依頼起案文書において、予定価格の設定に関する記載を誤っている。また、事前にファックスで見積書が提出されているが、その原本がつづられていないので、事務処理を適正に行われたい。

に則した改善措置を行いました。

(3) 一般貸付土地建物貸付収入に関する事蹟について

指摘内容に関しては十分に確認をし、非違・遺漏のない事務処理を行うよう係会議等で周知・徹底を行いました。

指摘内容について、平成28年度から普通財産の貸付を認める場合は、宗像市財産規則第22条第2項の規定に基づいて市長決裁にて事務処理を行っています。

指摘内容について、平成28年度から交番等の警察施設として利用する土地に係る普通財産使用料に関しては、申請者から普通財産貸付料減免申請書の提出を義務付けました。

(4) 平成26年度マイクロバス運転業務委託に関する事蹟について

指摘内容について、提出書類を十分に確認し、事蹟の編纂を行っています。

(5) 平成26年度一般会計・特別会計予算書印刷に関する事蹟について

本指摘以降は、基本的に期限内に見積書原本提出を依頼の上対応し、ファックスでの事前提示の場合には、事業者に対し必ず提出期限を伝えた上で再依頼をし、受領確認を行っています。なお、平成28年度一般会計・特別会計予算書印刷においては、

<p>(6) 宗像市本庁舎管理業務委託に関する事蹟について 「設備管理業務仕様書」において、本件業務の業務員として「建築物環境衛生管理技術者」「危険物取扱主任者(乙種4類)」及び「ボイラー技士」の3つの資格について、有資格者を定めて報告することを求めているが、受託者からは「建築物環境衛生管理技術者」の「技術者(担当者)新規届」しか提出されていない。また、その届にも資格証(免許証)の写しが添付されておらず、届出られた者が技術者の資格を有する者かどうかを確認できないので、適正に書類の提出を求めるとともに書類受領時の確認を徹底されたい。</p> <p>(7) 宗像市庁舎等事務室レイアウト変更及びサイン改修工事に関する事蹟について 設計書に財政課長の決裁印がない。また、完成検査調書において、受注者側の立会人の記載を遺漏しており、受注者の名称及び完成年月日の記載を誤っているが、鉛筆で内容を加筆、訂正しているので、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>(8) 物品購入業務(機構改革に伴う什器類)に関する事蹟について 5件の「物品購入業務(機構改革に伴う什器類)」は、いずれも机や椅子、棚といった事務備品の購入業務であるが、業務に係る見積依頼文書に購入物品の内容と数量を確認できる仕様書類が添付されていない。また、購入物品の内容から一括購入が可能と思われるが、個々の契約の予定価格が80万円以下(随意契約が可能な範囲)となるように業務を分割しているように見受けられるので、事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>見積書原本を全て事績につづっています。</p> <p>(6) 宗像市本庁舎管理業務委託に関する事蹟について 平成27年度の契約からは、仕様書に定めた3つの資格を有する者の技術者届及び資格者証(免許証)を提出させていただきます。</p> <p>(7) 宗像市庁舎等事務室レイアウト変更及びサイン改修工事に関する事蹟について 指摘内容について、非違・遺漏のない適正な事務処理を行うよう係員に係会議等で周知・徹底を行いました。</p> <p>(8) 物品購入業務(機構改革に伴う什器類)に関する事蹟について 指摘内容について、宗像市契約事務規則に則した適正な事務処理を行うよう係員に係会議等で周知・徹底を行いました。</p>
---	--